

# 所定疾患施設療養費について

にしの老人保健施設

介護老人保健施設において、入所されている利用者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることとなりました。

## 【所定疾患施設療養費（Ⅱ）算定要件】

- ① 所定疾患施設療養費（Ⅱ）については、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日間を限度とし、月1回に限り算定するものであるため、1月に連続しない1日を10回算定することは認められない。
- ② 所定疾患施設療養費（Ⅱ）と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
- ③ 所定疾患施設療養費（Ⅱ）の対象となる入所者の状態は次の通りである。  
イ.肺炎    ロ.尿路感染症    ハ.带状疱疹    ニ.蜂窩織炎    ホ.慢性心不全の増悪
- ④ 算定する場合にあつては、診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておく。
- ⑤ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表すること。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告する。
- ⑥ 医師が感染症対策の関する内容を含む研修を受講している。

## 【所定疾患施設療養費に係る治療の実施状況】

令和7年度		令和7年										令和8年		合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月			
尿路 感染症	人数	5	3	1	2	2	3	7	4	3	6	9	2	47
	日数	33	17	10	8	17	19	53	29	23	53	59	11	332
	実施 状況	検査 投薬	検査 投薬	検査 投薬	検査 注射	検査 投薬 注射	検査 投薬 注射	検査 投薬 注射	検査 投薬 注射	検査 投薬 注射	検査 投薬	検査 投薬 注射	検査 投薬	検査 投薬
肺炎	人数		1	1			1			1		1	2	7
	日数		4	7			10			7		7	11	46
	実施 状況		処置 投薬	検査 投薬			検査 投薬 注射			検査 投薬		検査 投薬	検査 投薬	検査 投薬
带状 疱疹	人数										3	1		4
	日数										21	8		29
	実施 状況										投薬	投薬		
蜂窩 織炎	人数	3	2		1	1				1			3	11
	日数	30	16		10	10				8			24	98
	実施 状況	投薬	投薬		投薬	投薬				投薬			投薬	
心不全 増悪	人数									1				1
	日数									10				10
	実施 状況									投薬 処置				